

**吹田市学校施設予約管理システム
構築運用保守業務
公募型プロポーザル
提案募集要項**

**令和7年（2025年）5月
吹田市 都市魅力部 文化スポーツ推進室**

1 業務等の概要

(1) 業務名

吹田市学校施設予約管理システム構築運用保守業務（以下「本業務」という。）

(2) 目的

本市では、地域住民を対象にスポーツ活動への参加を促進し、市民の体力づくりと健康の増進を図るために、小中学校の体育館や運動場等の学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で学校区の地域住民に開放しているが、現状の運用では、利用団体登録、申請・許可、月別報告など全て紙で行っている（調達仕様書 p 3「システム導入前の学校開放事業のイメージ」参照）。

今回、学校体育施設開放事業（以下、「学校開放」という。）の利用団体登録・申請・許可・免除・キャンセルを全てクラウド上で完結できるシステムを導入することでペーパーレス化を図る。また、システム化により各学校の使用予定情報を即座に確認し情報共有のやりとりの手間削減を図ることを目的とし、クラウド型予約管理システムの構築及び運用保守等に関する業務を委託するものである。

(3) 業務内容

学校体育施設開放事業の利用団体登録・申請・許可・免除・キャンセルを全てクラウド上で完結できるシステムの構築及び運用保守業務

(4) 契約期間

令和7年(2025年)8月1日（予定）から令和12年（2030年）7月31日まで
運用開始： 令和8年（2026年）1月1日

(5) 実施場所

市立小中学校ほか市内全域

(6) 提案限度額

30,305,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）（令和7年度～令和12年度総額）（税抜 27,550,000 円 消費税額 2,755,000 円）

※各年度における上限金額（消費税及び地方消費税を含む。）は以下のとおりとする。

令和7年度	構築運用保守	3,592,600円	（税抜 3,266,000 円	消費税額 326,600円）
令和8年度	運用保守	6,164,400円	（税抜 5,604,000 円	消費税額 560,400 円）
令和9年度	運用保守	6,164,400円	（税抜 5,604,000 円	消費税額 560,400 円）
令和10年度	運用保守	6,164,400円	（税抜 5,604,000 円	消費税額 560,400 円）

令和11年度 運用保守 6,164,400円（税抜 5,604,000円 消費税額 560,400円）
令和12年度
（4月～7月）運用保守 2,054,800円（税抜 1,868,000円 消費税額 186,800円）

(7) 支払方法

業務委託料の支払時期については、各年度末（3月末）に別途契約書に定める支払方法のとおり支払うこととする。なお、年度途中での分割支払等を求める場合などの詳細については、契約締結の際に本市と提案事業者とで協議のうえ決定する。

(8) 提案募集事務局

吹田市 都市魅力部 文化スポーツ推進室 担当：山形・山橋
（吹田市役所本庁舎低層棟3階313番窓口）
〒564-8550 大阪府吹田市泉町 1-3-40
電話番号 06-6384-2431
電子メールアドレス spo-suishin@city.suita.osaka.jp

2 提案募集の概要

(1) 提案募集の名称

吹田市学校施設予約管理システム構築運用保守業務に係る提案募集

(2) 提案募集方法

公募型プロポーザル方式により企画提案を求め、審査基準に基づき審査し、契約候補者を決定する。

(3) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書提出時において、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。また、参加者は、契約候補者決定までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4 第1項の規定に該当しないこと。

イ 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されていることを原則とする。市の入札参加有資格者名簿に登載されていない場合は、同等の要件を有することを証する書類を提出すること。また、本業務の受託者は、直近の入札参加資格の認定の機会に申請を行い、本業務の契約期間中はその資格を維持すること。

ウ 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受

けていないこと。

- エ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- カ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001又はJISQ27001）、又は日本産業規格「JIS Q15001 個人情報保護マネジメントシステム要求事項」に基づくプライバシーマーク認証を取得していること。
- キ 令和2年度以降、市・特別区・都道府県において、元請けとして学校開放を対象とした予約管理システムの構築実績を有すること。
- ク 上記キと同条件の業務にて、プロジェクトマネージャクラス又はプロジェクトリーダークラスとして従事した者を本業務に従事させることができること。

(4) 発注者

吹田市長 後藤 圭二

(5) 留意事項

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ア 本プロポーザルに参加する者は、本提案募集要項、仕様書等を熟読し、順守すること。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、他の提案事業者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。
- イ 本プロポーザルに参加する者は、契約候補者決定後において、本提案募集要項、仕様書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- ウ 提案に参加するために必要な費用は、提案事業者の負担とする。
- エ 提案、その他手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- オ 本プロポーザル及び契約締結においては、日本国の法律を適用するものとする。
- カ 本業務の全部又は大半を再委託することはできない。また、再委託する場合は、再委託先においても「(3) 参加資格のうちア及びエ、オ」を満たすものとする。
- キ 本業務における再々委託は不可とする。
- ク 契約金額は、原則として見積書の金額とするが、消費税率の変更等、修正の必要が発生した場合は契約変更を実施する予定である。詳細は契約締結の際に本市と契約候補者と協議のうえ決定する。

3 失格事由

提案事業者に次の行為があった場合は失格（選定対象からの除外）とするとともに、別途、入札に準じて指名停止の措置を講ずることとする。

- (1) 吹田市学校施設予約管理システム構築運用保守業務プロポーザル選定委員会選定委員（以下「選定委員」という。）に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案事業者と、応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

4 提案募集日程

本業務のスケジュールはおおむね次のとおりとする。ただし、日程は都合により変更する場合がある。

内容	期日
募集要項公示（ホームページ）	令和7年5月7日（水）
募集要項等の配布期間 （ホームページ公開期間）	令和7年5月7日（水）午前9時00分から 令和7年6月6日（金）午後5時30分まで
質問書の受付期間	令和7年5月7日（水）午前9時00分から 令和7年5月23日（金）午後5時30分まで（必着）
質問回答日	令和7年5月30日（金）
参加表明書等の提出	令和7年6月6日（金）午後5時30分まで
参加資格審査結果通知	令和7年6月11日（水）
提案書類の提出期間	令和7年6月12日（木）午前9時00分から 令和7年6月18日（水）午後5時30分まで（必着）
提案書に関するヒアリング等	令和7年7月3日（木）から 令和7年7月8日（火）までのうち指定する日
結果通知発送及び結果公表	令和7年7月11日（金）まで
契約締結	令和7年8月1日（金）

※日程は、応募状況、選定結果等により変更することがあり、変更が発生した場合には、対象者に連絡するものとする。

5 参加の手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和7年（2025年）5月7日（水）午前9時から同年6月6日（金）午後5時30分まで

イ 配布場所

吹田市ホームページ内、令和7年度(2025年度)プロポーザル実施案件

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1018018/1034100/index.html>

吹田市ホームページ上に公開し、事業者がダウンロードすることにより配布

(2) 質問の受付及び回答

ア 質問受付期間

令和7年（2025年）5月7日（水）午前9時から同年5月23日（金）午後5時30分まで

イ 提出先（メールアドレス）

「質問書【様式1】」を電子メールに添付して、上記期限までに「提案募集事務局宛（spo-suishin@city.suita.osaka.jp）」に送付すること。電子メール送信に当たって「件名」は「吹田市学校施設予約管理システム構築運用保守業務提案質問」とする。

なお、メール送信後に必ず提案募集事務局まで電話連絡すること。

※電話・来訪等による質問には応じない。

ウ 質問回答日

各事業者から提出された質問に対する「質問回答書」を、令和7年（2025年）5月30日（金）（予定）に市ホームページに掲載する。

URL:<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1018018/1034100/index.html>

(3) 参加表明、資格審査書類提出

ア 提出期限

令和7年（2025年）6月6日（金）午後5時30分（必着）

イ 提出書類

(ア) 参加表明書【様式2】 1部

(イ) 会社概要書【様式3】及び役員一覧 1部 ※別途パンフレットの添付も可

(ウ) 類似業務実績調書【様式4】 1部

令和2年度以降、市・特別区・都道府県と元請けとして契約し、学校開放を対象とした予約管理システムの構築業務を完了した導入実績を記載すること。また、記載した実績を証明する書類（契約書の写し等）を併せて提出すること。

(エ) 業務従事者調書【様式5】 1部

(ウ) で記載した類似業務において、プロジェクトマネージャクラス又はプロジェクトリーダークラスとして従事した者を本業務に従事させるとともに、本業務を確実に遂行することができる実績を記載すること。なお、資格を記載している場合、証明する書類を併せて提出すること。

(オ) セキュリティ認証の写し 1部

(カ) 運用するデータセンターの概要調書 1部

(キ) 市の入札参加有資格者名簿に登載されていない場合は、同等の要件を有することを証する書類 1式

※別紙「入札参加資格と同等の要件を有することの確認書類作成要領」を参照すること。

ウ 提出場所

提案募集事務局

吹田市 都市魅力部 文化スポーツ推進室

(吹田市役所本庁舎低層棟3階313番窓口)

エ 提出方法

持参又は郵送。(持参の場合は、平日午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分を除く))

郵送の場合は、書留など記録が残る方法で送付すること。郵送の場合においては、提出期限内必着とする。

(4) 参加資格通知

本募集要項「2 (3) 参加資格」に定める参加資格要件に該当するか審査を行い、次に掲げる事項を記載した審査結果を令和7年(2025年)6月11日(水)に電子メールにより通知し、その後書面により通知する。

ア 参加資格を有すると認められた者にあつては、参加資格がある旨、企画提案書等の提出を要請する旨及び参加者記号

イ 参加資格を有しないと認められた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

(5) 参加表明後の辞退

参加表明者は、辞退する場合には、速やかに提案辞退届【様式8】を提案募集事務局に提出することとする。なお、辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けない。

(6) 提案書等の提出

ア 提出期間

令和7年(2025年)6月12日(木)から同年6月18日(水)までの午前9時から午後5時30分まで(ただし、土日及び平日正午から午後0時45分までを除く)

イ 提出場所

提案募集事務局

吹田市都市魅力部文化スポーツ推進室(吹田市役所本庁舎低層棟3階313番窓口)

ウ 提出方法

持参又は郵送。(持参の場合は、平日午前9時から午後5時30分まで(正午から0時45分を除く))

提案書(紙媒体及び電子媒体)を郵送の場合は、書留など記録が残る方法で送付すること。持参以外の場合においては、提出期限内必着とする。

エ 提案書等の提出

次の書類を提出すること。

- (ア) 企画提案書等提出届【様式6】 1部
- (イ) 企画提案書（任意様式）及び機能要件一覧 16部（正本1部 副本15部）
- (ウ) 外部サービス利用選定要件【様式9】 1部
- (エ) デモンストレーション動画
- (オ) 見積書【様式7】及び見積内訳書（任意様式） 16部（正本1部 副本15部）
- (カ) (ア)から(オ)の内容一式を収めた電子媒体1部
- (キ) ISO登録証又はプライバシーマーク登録証の写し 1部（本提案募集要項p2 2提案募集の概要(3)参加資格 カ で示すもの）

オ 留意事項

- (ア) 企画提案書（任意様式）及び機能要件一覧

様式は自由とするが、本募集要項「2 提案募集の概要」及び別紙「吹田市学校施設予約管理システム構築運用保守業務 審査評価項目」の項目順に沿う形で記述すること。

- ・提案書は A4 サイズ、縦横自由、50枚（両面100頁）以内とし、要件一覧は枚数に含めない。なお、視認性の観点から一部のページで A3判（縦横問わない。5枚以内）を用いることは問題ない。

- ・文字サイズは10ポイント程度以上とし、各ページには適宜ページ番号を付番すること。

- ・目次の添付については任意とするが、添付する場合も全体で最大50枚以内とする。

- (イ) 企画提案書等提出届【様式6】及び見積書【様式7】については、指定の位置に参加者記号を記載すること。また、企画提案書（任意様式）については、全てのページ（表紙を含む。）の右上に参加者記号を記載すること。
- (ウ) 企画提案書及び見積書の副本は、応募事業者が特定できるような情報を必ず消去（墨消し処理でも可）すること。写真等を貼付する場合も同様とする。
- (エ) 提案は1応募事業者1案とし、書類提出後の内容変更及び差替えは不可とする。

カ デモンストレーション動画について

市職員及び小中学校職員、運営委員会、利用団体、包括管理事業者（警備会社）の操作性確認のために、以下の内容を収録したデモンストレーション動画を提出すること。

- (ア) 利用団体アカウントにて、予約カレンダーから5コマ程度予約を行う。利用団体の手間を削減できる方法を用いること。
- (イ) 管理者アカウントにて、(ア)の予約を承認。管理者の手間を削減できる方法を用いること。
- (ウ) (ア)、(イ)の処理の結果、管理者及び施設管理者、利用団体アカウントにて、予約カレンダーがどのように表示されるか。パソコン画面及びスマホ画面それぞれの見え方を示すこと。

- (I) 管理者、施設管理者、包括管理事業者及び利用団体アカウントにて、利用団体の氏名、住所、電話番号等の個人情報がどこまで見られるか。
- (オ) 予約カレンダーをCSV等の形式で出力すること。
- (カ) 管理者アカウントにて、(イ)の承認済みの予約をキャンセルすること。その際、管理者の手間を削減できる方法を用いること。
- ※ 動画の時間は 20分以内で、MP4形式とする。
 - ※ システム画面を映し、どのような操作を行うか、操作に合わせて口頭で解説すること。
 - ※ タイトルの挿入は不要。カット（トリミング）など映像の編集を行わずに、ワンカットで作成すること。なお、別途収録した解説音声の追加は可能とする。なお、本審査は、システムの操作性を確認することを目的に設けているため、デモンストレーション動画制作の巧拙を問うものではない。

キ 提案辞退

企画提案書等の提出を要請されたにも関わらず、提案を辞退する場合は、「提案辞退届【様式8】」を提出すること。

(7) 提案書に関するヒアリング等

吹田市学校施設予約管理システム構築運用保守業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案書に関するヒアリング等を次のとおり実施する。

ア 実施日時・場所

令和7年（2025年）7月3日（木）～8日（火）のうち指定する日

（各提案事業者の実施時間・場所は、電子メールにて連絡する。）

イ 時間配分

各提案事業者 50 分間（プレゼンテーション 25 分、質疑応答 25 分）

なお、都合により変更する場合がある。

ウ 実施方法

上記時間の範囲内で、実機も用いて審査評価項目に基づいた内容のプレゼンテーションを行うこと。プレゼンテーション実施後に、選定委員から質問を行うため、それに対する回答を行うこと。出席可能人数は5名までとする。（入室する際は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものの着用を禁止する。）

エ プレゼンテーション用資料

当日、選定委員は提案書を持参するため、プレゼンテーション用の資料配布は基本的に不要とする。なお、提案内容に反しない内容で、かつ、補足説明資料が必要な場合は、当日、A4 用紙3枚（両面 6頁）までの配付は可能とする。その場合は、当日紙媒体で6部用意し、審査終了後速やかに事務局宛に電子メールにより提出すること。

オ プレゼンテーション用機材

プレゼンテーション用機材のうち、液晶モニターは、提案募集事務局が用意する（LG 型番 32MP58HQ）。パソコンは、提案事業者が用意すること。

カ その他

(ア)本業務に従事するプロジェクトリーダーがプレゼンテーションを行うこと。また質疑への応答についてもプロジェクトリーダーが中心となって行うこと。

(イ)提案書及びプレゼンテーション・質疑応答の中で提案した事項は、原則として契約時に業務仕様として採用する。

(8) 提案の無効に関する事項

次の項目の一つでも該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア「2 提案募集の概要 (3) 参加資格」に掲げる参加資格のない者が提案したとき。契約締結時点において、契約候補者が参加資格を喪失していた場合も同様とする。

イ 所定の日時及び場所に、「(6) 提案書等の提出 エ 提案書等の提出」に掲げる提出書類を提出しないとき。

ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。

エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はそのような行為をなした者が提案したとき。

オ 見積金額が「1 業務等の概要 (6) 提案限度額」に定める提案限度額の上限を上回った場合、又は各年度別の限度額に定める金額を上回った場合。

カ 2つ以上の提案書を提出したとき。

キ その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

6 選定方法等

(1) 審査方法

選定委員会において、審査基準に基づき、企画提案書等の審査並びに最優秀提案事業者及び次点提案事業者の選定を行い、市は選定委員会の審査結果を踏まえ、契約候補者及び次点候補者を決定する。

(2) 審査基準

別紙 吹田市学校施設予約管理システム構築運用保守業務 審査評価項目のとおり

(3) 最優秀提案事業者の決定方法

ア 各審査項目については、5段階評価で行う（「14 システム機能要件の適合性」「15 見積金額」を除く。）。各審査基準の対象となる記述がない場合は、評価しない。（0点とする。）

- イ 提案書の採点は「5（6）提案書等の提出 エ 提案書等の提出」に掲げる提案書の内容の各項目に基づいて行う。
- ウ 選定委員が評価点による順位付けを行い、各選定委員の評価点のうち審査評価項目1から13までの合計点（満点750点）のうち5割以上かつ総合評価点（満点1000点）のうち5割以上の応募事業者の中から、1位と順位付けした選定委員数が最も多い者を最優秀提案事業者とし、2番目に多い者を次点提案事業者とする。なお、1位と順位付けした選定委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした選定委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした選定委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各選定委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員による合議又は多数決により決定する。

(4) 審査の結果通知

- ア 選定結果については、審査を受けた提案事業者全てに対し、令和7年(2025年)7月11日（金）までに電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行う。
- イ 通知後、契約候補者として決定されなかった提案事業者は、その理由について次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

(ア)提出期間

令和7年（2025年）7月14日（月）から同年7月17日（木）の午前9時から午後5時30分まで（ただし、正午から午後0時45分までを除く）

(イ)提出場所

提案募集事務局

吹田市都市魅力部文化スポーツ推進室（吹田市役所本庁舎低層棟3階313番窓口）

(ウ)提出方法

任意の様式による書面を持参、又は郵送等記録に残る方法により提出すること。持参以外の場合においては、提出期限必着とする。

(エ)回答

説明を求められた場合には、求めた者に対して書面の郵送により回答する。

（令和7年(2025年)7月22日（火）発送予定。）

(5) 結果公表

選定の手続や過程等の透明性を高めるため、契約候補者を決定し、契約を締結した後、次の内容を速やかに公表するものとする。

なお、本件の公表は、吹田市都市魅力部文化スポーツ推進室、行政資料閲覧コーナー、及び吹田市ホームページにおいて閲覧に供する方法により行うものとする。

- ア 最優秀提案事業者（契約候補者）名並びにその提案金額と評価点
- イ 全提案事業者の名称（申込順）（ただし、全提案事業者が2者の場合には公表しない。）
- ウ 全提案事業者の各選定委員の評価点及び順位付け（1位と順位付けした選定委員数の順。なお、選定事業者以外は記号（アルファベット）表示を行う。）
- エ 審査項目、基準・配点
- オ 選定委員の役職名
- カ 選定委員会の会議録の概要
- キ その他、選定委員会委員長が必要と認める事項

(6) 提案事業者が1者又はない場合の取扱い

提案事業者が1者であった場合においても、選定委員会において企画提案書等を審査し、各選定委員の評価点を合計した合計評価点が、審査評価項目1から13までの合計点（満点750点）のうち5割以上かつ総合評価点（満点1000点）のうち5割以上であることが確認された場合は、当該事業者を最優秀提案者として選定する。

提案事業者がない場合、本プロポーザルは取りやめとする。また再募集については、選定委員会において検討を行うこととする。

7 契約締結

(1) 契約内容

契約候補者が提案した内容を全て実施するものではなく、契約内容については、契約候補者と市が業務内容等の調整を行ったうえで、業務委託契約仕様書を定めることとする。

なお、特別な事情で契約の締結ができなくなった場合など契約候補者と契約に係る調整が整わない場合は、市は、次点候補者と交渉するものとする。

(2) 契約の保証

契約の保証は、契約金額の100分の5以上とする。ただし、吹田市財務規則第113条第3項第1号に該当する場合は減額、同規則第115条第1項第6号又は7号の規定に該当する場合は免除とすることがある。また、保証方法は、以下のいずれかによるものとし、契約締結時に提出することとする。

ア 契約保証金の納付

イ 保険会社との間に締結した市を被保険者とする履行保証保険契約に係る保険証券の提出

8 その他

(1) 提出書類及び著作権等

提出された書類は、本業務を遂行する目的以外で使用しない。また、提出書類の著作権は応募事業者に帰属するものとする。ただし、市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要と認める場合には、提出書類の複製及び内容を無償で使用できるものとし、提出された書類は、一切返却しない。

(2) 情報公開請求

本案件に係る情報公開請求があった場合は、吹田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

(3) その他

本募集要項に定めるもののほか、必要な事項については、選定委員会が別に定めることとする。